

令和2年度山梨県ものづくり人材就業支援事業

応募資格及び対象	中退口現任に、大学、大学院等のうち、理工学部もしくはこれらに準ずる学部、研究科等(以下「大学等」という。)に在学し、次の各号のすべてに該当する令和2年度卒業予定者を対象とする。 ①独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金又は第二種奨学金の貸与を受けていること。 ②令和3年9月末までに対象業種企業における企画・開発、製造部門への就職を予定していること。 ③令和3年4月初日を起点とした10年間のうち、8年間以上山梨県内に勤務し、かつ定住する意向があること。 ※対象業種企業については、募集要項を確認してください。
補助要件・金額	【補助額等】大学等の在学時に、奨学金として貸与を受けた額のうち下記の額。 ①第一種奨学金のみの貸与を受けた期間:卒業前2年間に第一種奨学金として貸与を受けた額 ②第二種奨学金のみの貸与を受けた期間:卒業前2年間に第二種奨学金として貸与を受けた額 (ただし月額補助上限額には条件があるため、詳細は募集要項を要確認。) ③併用貸与を受けた期間:卒業前2年間に第一種奨学金及び第二種奨学金として貸与を受けた額 (ただし月額補助上限額は②の区分と同様とする。) 【毎年度補助額】交付決定額×1/8×前年度に対象業種企業の県内事業所で勤務した月数÷12
願書提出期限	2020年8月31日(月)(※ただし、募集人員に達したところで募集締切)
応募書類配布先	申請様式は、山梨県産業労働部産業人材育成課のホームページに掲載しています。
応募書類提出先	山梨県産業労働部産業人材育成課人材育成担当へ持参又は簡易書留により提出してください。
備考	制度の詳細は下記のHPで確認してください。 https://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-jin/syuugyohojyokin/syuugyohojyo_top.html